

証券コード 4978
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
株式会社リプロセル
代表取締役社長 横 山 周 史

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://reprocell.co.jp/ir/information/shareholdersmeeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4978/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「リプロセル」又は、「コード」に当社証券コード「4978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2024年6月21日までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面の郵送による議決権行使〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

〔インターネットによる議決権行使〕

議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年6月21日（金曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、4ページ・5ページをご参照ください。）

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2024年6月24日（月曜日）午前10時
（午前9時より受付開始） |
| 2. 場 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階 サフィア
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎本株主総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しておりますので是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席される株主様向けのお土産をご用意がございませんので、あらかじめご了承ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<https://reprocell.co.jp/>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます (本定時株主総会当日の午後3時以降に掲載する予定です)。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、本定時株主総会への出席のほか、以下の2つの方法がございます。

1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時到着分まで

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時まで

詳細は、次ページをご参照ください。

議決権の重複行使の取り扱い

- 1 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

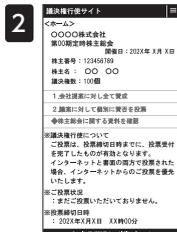
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社の中核事業領域であるiPS細胞は、山中伸弥教授によるヒトiPS細胞の発明以降、世界中で研究が盛んに行われております。

最近では、iPS細胞を活用した病態解明や再生医療への応用など、実用的な研究開発が多く行われるようになりました。希少難病の患者から作製したiPS細胞を活用して病態を解明し、新薬候補の治験へつなげた事例が報告され、さらに、再生医療に関しても、iPS細胞を使った加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷等の臨床研究及び治験が進められております。

当社では、前者のようにiPS細胞を病態解明や創薬研究に使用する事業を「研究支援事業」、後者の再生医療を「メディカル事業」と位置付け、二つのセグメントに分け、推進しております。

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品、iPS細胞作製受託などの研究サービス、及び細胞測定機器を提供しております。研究用途であるため、医薬品のような製造販売承認は必要とされず、新しい技術を比較的短期間で事業化し収益を上げることができる特長があります。当社では、iPS細胞を中心とした幅広い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を保有しており、競争優位性の高い製品やサービスを世界中で展開し、短中期の収益の柱として推進しております。

一方、メディカル事業では、再生医療等製品の研究開発、再生医療等製品の受託製造、臨床検査受託サービスを実施しております。

再生医療に関しては、上市までに臨床試験を行った上で製造販売承認を取得する必要があるため、研究支援事業より事業化に時間が必要とされますが、日本では2014年の法改正により、世界で最も再生医療の産業化に適した環境が整っていると考えられます。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（通称 薬機法）」では、治験において安全性が確認され、有効性が推定された再生医療等製品に対して早期承認（条件・期限付き承認）を与えることが可能になりました。さらに、2024年3月には、厚生労働省より、「再生医療等製品に係る条件及

び期限付承認並びにその後の有効性評価計画策定に関するガイドンス」が発表されました。これらにより、患者様に対して新たな治療機会を早期に提供するとともに、治験期間の短縮や治験費用の削減が期待できます。

また、経済産業省の報告書（「再生医療の実用化・産業化に関する研究会の最終報告」）によると、再生医療産業のグローバルでの市場規模は2030年で約17兆円となっており、今後、巨大市場に成長することが見込まれています。

短中期的な収益の柱である「研究支援事業」と、中長期的な成長事業である「メディカル事業」の両方を組み合わせることで、短期→中期→長期と、連続的な成長を目指します。

2020年に感染拡大が始まった新型コロナウイルスへの対応状況は、大きく変わっており、今後、従来のような行動制限措置が行われる可能性は低くなりました。事業環境もパンデミック以前の状態に戻ってきております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,426百万円（前期比17.8%減）、営業損失は409百万円（前期356百万円の損失）、経常利益は40百万円（前期119百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は31百万円（前期305百万円の損失）となりました。

セグメント別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

a. 研究支援事業

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等の研究所を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品及びiPS細胞作製受託などの研究サービスを提供しております。最先端技術を集約した製品・サービスを上記研究機関に提供することで、画期的な新薬や治療法の開発に貢献してまいります。現在、世界中の製薬企業では、動物愛護の観点や、ヒトと動物の種の違いによる試験結果の差といった問題点などから「動物実験からヒト細胞実験」への大きなシフトが進んでいます。今後、ヒト細胞実験が普及することで、これまで十数年かかっていた新薬開発のプロセスが大幅に短縮され、さらに、従来と比べて性能の高い新薬が開発できることが期待されています。中でもヒトiPS細胞はその中心的存在として注目を集めており、例えば、アルツハイマー病患者から作製したiPS細胞を研究で使うことで、アルツハイマー病の病態解明及び新薬開発が加速されると期待

されています。

当社グループでは、RNAリプログラミング技術及び各種細胞への分化誘導技術など、ヒトiPS細胞に関する世界最先端の技術プラットフォームを保有しており、さらに、がん細胞やヒト組織を医療機関から調達する幅広いネットワークも保有しております。これら技術優位性の高い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を最大限活用することで、上記の「動物実験からヒト細胞実験」へのシフトを先取りした事業を進めております。具体的には、研究試薬製品、iPS細胞を用いた病態モデル細胞の作製サービス、ヒト生体試料のバンキングと提供、ヒト組織を用いた新薬の薬効薬理試験サービスなどがあります。

上記に加え、ナニオンテクノロジーズ社（ドイツ）の細胞測定機器などの研究機器の販売を行っております。これらの機器は、当社のiPS細胞及び疾患モデル細胞を創薬スクリーニングに応用するためのものであり、細胞と機器を一元化して販売することで、総合的なソリューションを顧客に提供しております。

また、研究支援事業では、自社開発品だけでなく他社製品の導入及び代理店販売にも積極的に取り組んでおります。2023年6月には、Vernal Biosciences社（米国）と日本における独占代理店契約を締結し、GMPグレードのmRNA及び脂質ナノ粒子の販売を開始することになりました。2023年12月には、Preci社（ウクライナ）と代理店契約を行い、初代ヒト肝細胞の日本国内での販売を開始しております。また、ニッピ社とは、全世界での代理店契約を締結し、MatriMix(511)を販売しております。今後とも、研究支援事業のポートフォリオを積極的に拡大することで、成長を目指します。

この結果、売上高は2,079百万円（前期比3.1%増）、セグメント利益は445百万円（前期比21.5%増）となりました。

b. メディカル事業

再生医療分野においては、ヒト体性幹細胞やヒトiPS細胞の臨床応用を目指した研究が世界中で盛んに行われており、将来、再生医療製品がグローバルで巨大産業に成長することが見込まれています。

特にiPS細胞は、体の様々な細胞に分化させる事が可能であることから、有効な治療法のない難病に対する臨床応用に大きな期待が寄せられています。iPS細胞の臨床応用に関する技術課題は安全性の確保ですが、当社では高品質で臨床応用に最適なiPS細胞を作製するRNAリプログラミング技術を開発・保有しております。この技術優位性を活かし、iPS細胞の

早期の臨床応用を実現してまいります。

メディカル事業では以下の事業を推進しております。

(a) 体性幹細胞製品ステムカイマル

ステムカイマルは台湾のSteminent Biotherapeutics Inc.（以下、ステミネント社）が開発した脂肪由来の間葉系幹細胞製品であり、当社は脊髄小脳変性症を対象とした日本における独占的商業ライセンス契約を締結しております。また、当該製品に関する特許が2024年1月に日本でも成立しております。

脊髄小脳変性症は、小脳や脳幹、脊髄の神経細胞が変性してしまうことにより、徐々に歩行障害や嚥下障害などの運動失調が現れ、日常生活が不自由となってしまふ原因不明の希少疾患です。ステムカイマルの投与により、症状の進行を抑制する効果が期待されています。ステムカイマルは、腕の血管から静脈注射（点滴）で投与するため、侵襲性が低い治療法になります。

日本国内で、第II相臨床試験を実施し、安全性及び有効性の評価を行いました。2020年2月に、第1例目の被験者への投与を開始し、2022年5月に全被験者の観察期間も含め全て完了しております。本臨床試験の結果を、2023年5月に開示いたしました。以下に要旨を記載します。

安全性に関して、全被験者において重篤な有害事象は認められず、安全性が確認されております。

有効性評価を、主要評価項目であるSARAスコア*で実施したところ、実薬群のSARAスコアの上昇が自然歴と比較して抑制されていることが確認できました。さらに、ベースライン（Visit2、投与前）から52週目（Visit8）までの変化量の統計解析を実施した結果、ベースライン11以上の部分集団で、実薬群がプラセボ群と比べて統計的に有意に改善する結果となりました（P値0.042）。

また、ステミネント社が実施した台湾における第II相臨床試験においても、安全性の問題はなく、また、実薬群のSARAスコアの上昇が自然歴と比較して抑制されていること、さらに、ベースラインの高い部分集団においてSARAスコアの変化量に関する解析で、プラセボ群に対して実薬群で改善効果が認められております。これらの結果は日本の結果と類似しており、日本のデータを裏付けるものとなりました。

日本では、2018年12月に希少疾病用再生医療等製品として指定されております。これにより、開発に係る経費の助成金（最大50%）、優遇税制措置、及び優先審査等の支援措置を受けることができます。

当社では、病気と闘っている患者様へ少しでも早く新しい治療法が届けられるよう、承認申請の準備を進めております。

*SARAスコア：脊髄小脳変性症の症状の評価に広く用いられている指標であり、歩行、立位、会話、指先の運動などを総合的に数値化します。0～40点の範囲で、症状が悪化するほど、スコアは増加します。

(b) iPS神経グリア細胞製品

iPS細胞から神経グリア細胞を作製し、各種神経変性疾患に対するiPS細胞再生医療製品として研究開発を行っております。現在、iPS神経グリア細胞を用いた前臨床試験（動物実験）を実施しております。また、iPS神経グリア細胞の製造のため「殿町・リプロセル再生医療センター」（神奈川県ライフイノベーションセンター内）の整備を進め、2021年3月に厚生労働省関東信越厚生局より再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき「特定細胞加工物製造許可」（施設番号：FA3200006）を取得しております。

2022年10月には、AMED 公募事業「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」に採択されました。本事業の支援により、研究開発を加速させ一日も早い臨床試験の開始を目指しております。

(c) 腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法

2023年6月、慶應義塾大学医学部産婦人科学教室と「先進医療B（進行子宮頸がんに対する骨髄非破壊的前処置及び低用量IL-2を用いた短期培養抗腫瘍リンパ球輸注療法の第II相臨床試験）における、腫瘍浸潤リンパ球（TIL, Tumor Infiltrating Lymphocyte）の製造法の技術移転」に関する共同研究契約を締結しました。

腫瘍浸潤リンパ球輸注療法（TIL療法）とは、患者本人のがん組織に含まれる腫瘍浸潤リンパ球と呼ばれる免疫細胞を採取して体外で大量に培養し、患者に戻す養子免疫療法の一つです。TIL療法は米国を中心に、1980年代より主に進行悪性黒色腫に対して実施され、治療効果が報告されてきました。悪性黒色腫に対するTIL療法の成績は、腫瘍が縮小した患者（奏効率）が約7割で、病変が完全に消失する割合（完全奏効）は約2割とされ、さらに、完全奏効の患者では少数の例外を除き再発しないことが知られています。そして、2024年2月には、Iovance Biotherapeutics社（米国）の転移性メラノーマを対象としたTIL療法が米国FDAで承認されました。固形がんを対象とした初の細胞療法の承認事例となります。薬価は515,000ドルとなっております。

TIL療法は、高度なTILの培養技術が必要なため、実施可能な施設は世界でも約10施設程度に留まります。当社は、本共同研究の中で技術移転を受け、慶應義塾大学が実施している「子宮頸がんを対象とした腫瘍浸潤リンパ球輸注療法（TIL療法）」に関する臨床試験の細胞加工を実施する予定です。さらに、その後は、細胞加工だけでなく、当社の再生医療等製

品の第3のパイプラインとしてTILの事業化を進めてまいります。本事業を起点として、がん免疫療法の分野で事業を展開してまいります。

(d) iPS細胞再生医療等製品の受託製造

iPS細胞による再生医療の研究開発は世界中で精力的に行われており、日本でも、加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷等の臨床研究及び治験が進められています。再生医療に用いるiPS細胞には高い安全性と品質、さらに各国の医療ガイドラインに準じることが必要とされます。

安全性の高いiPS細胞を作製するためには、iPS細胞を作るプロセスである「リプログラミング」が重要になります。リプログラミング技術は様々な報告されていますが、当社では遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子やウイルス残存リスクの最も低い最先端のRNAリプログラミング技術を開発・保有しております。本技術を利用することで、臨床应用到最適なiPS細胞を作製することができます。

製薬企業向けとして、「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」、個人向けとして「パーソナルiPS」の二つを提供しております。

「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」では、医薬品製造の規制であるGMP(Good Manufacturing Practice)に準拠してiPS細胞を大量製造し、再生医療製品の出発材料として製薬企業等に提供します。当社のiPS細胞は、日米欧の3種の規制に準拠しているため、日米欧で幅広く使用できることが強みになります。

2022年10月には、世界最大規模の再生医療支援機構であるカリフォルニア州再生医療機構とIndustry Alliance Programに関する基本合意書を締結いたしました。同機構が推進している多数の再生医療プロジェクトにおいて当社の臨床用iPS細胞を提供しております。

2023年10月、Gameto社(米国)と、臨床用iPS細胞の提供及びライセンス契約を行いました。

さらに、BioBridge社(米国)及びHistocell社(スペイン)と提携を行い、iPS細胞の作製だけでなく、その後工程である各種目的細胞への分化誘導及び再生医療等製品の製造までを行える体制を構築しました。ドナー細胞の確保→iPS細胞の作製→分化細胞の製造までの全工程を日米欧の規制に準拠して受託製造する高付加価値なサービスとして提供しております。

さらに、iPS細胞に加えて、間葉系幹細胞を用いた再生医療等製品及びそのセクレトーム・エクソソームの受託製造に関しても、Histocell社と共同で実施することになりました。間葉系幹細胞を用いた臨床試験は、現在、世界中で数多く行われており、当社で開発しているステムカイマルも間葉系幹細胞になります。

また、2024年1月、ヒトiPS細胞由来間葉系幹細胞（以下「iPSC-MSC」）に関する事業を新たに開始いたしました。iPSC-MSCは、iPS細胞の状態で大量に拡大培養し、その後に間葉系幹細胞に分化させて製造するため、単一ドナーのiPS細胞から半永久的に大量の間葉系幹細胞を製造することが可能となります。このため、ドナー間差及び培養スケールの課題を克服することが可能となります。現行の脂肪及び骨髄由来の間葉系幹細胞の第2世代の再生医療等製品と位置づけ、今後、事業展開をしてまいります。

2024年1月には、セルコラプス社（スウェーデン）と日本における独占代理店契約を締結し、GMPグレードの間葉系幹細胞及びエクソソームの販売を開始することになりました。

「パーソナルiPS」は、将来の疾患に備え、個人のiPS細胞を作製し保管するサービスです。個人のiPS細胞をあらかじめ作製することで、治療までの期間を短縮でき、さらに免疫拒絶のリスクを最小化した移植治療を実現します。販路拡大のため、関西電力株式会社が運営するECモールサイト「かんでん暮らしモール」に出店し、また、株式会社JTBと、国内及び訪日外国人を対象とした販売展開に関する業務提携を行っております。

(e) 臨床検査受託サービス

2005年に衛生検査所として登録して以来、臓器移植にかかわるHLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査を実施しており、これまで全国300以上の医療機関との取引実績があります。

2021年3月に、新型コロナウイルスPCR検査を開始し、行政、医療機関、法人、個人を中心に、累計33万件の検査を実施いたしました。

また、PCR検査の郵送検査のノウハウを活かし、2023年4月から、新たな郵送検査「ウェルミル」を開始いたしました。ウェルミルは「ストレス」、「更年期」、「男性ホルモン」、「女性ホルモン」等の指標を自宅で簡単に測定できる郵送検査です。さらに、2024年3月には、唾液を用いた新たな検査項目を追加しております。定期的に測定することで、日々のセルフケアにお役立ていただくことができます。今後とも積極的に新しい臨床検査サービスを追加し、事業を拡大してまいります。

上記のような通常の臨床検査に加え、製薬企業の臨床試験における検査受託サービスも実施しております。REPROCELL USAでは、米国ランタンファーマ社の開発する抗がん剤の第II相臨床試験における患者検体の処理及び検査に関する業務委託契約を2023年5月に締結いたしました。当社グループは、日本、アメリカ、イギリス、インドの4拠点に全て研究施設

設を有しており、今後とも、製薬企業のグローバルな臨床試験に対応できるサービスを提供してまいります。

また、メディカル事業では、個別化医療にも取り組んでおります。REPROCELL EUでは、IBM Research社及び英国 STFC Hartree Centreと共同で、個別化医療に関する機械学習プラットフォーム（Pharmacology-AI）の開発に成功いたしました。今後、Pharmacology-AIを用いて、個別化医療にかかわるデータ解析や、医薬品開発に関するビッグデータの分析等の新規ビジネスを立ち上げていきます。

この結果、売上高は347百万円（前期比62.9%減）、セグメント利益は220百万円（前期比293.4%増）となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全社費用が626百万円（前期542百万円）あります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は192百万円で、主として研究機器の購入に充てられたものです。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使による払込みにより、総額538百万円を調達しております。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

iPS細胞及び再生医療製品等の研究開発及び治験費用が収益に先行して発生する等の理由から、継続的に営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当社グループの当連結会計年度末の現金及び預金残高は2,939百万円、短期的な資金運用を行っている有価証券が3,627百万円あり、財務基盤については安定しております。当該状況の解消を図るべく、グローバルな販売基盤を活用した販売促進を積極的に行っております。グループ経営体制の運営効率化のため、投資及びランニング費用を最小限に抑えつつ、地域特性に合わせた営業・マーケティング展開、営業面ならびに技術面での各社間の連携促進を進め、早期の黒字化を目指しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2021年3月期)	第 20 期 (2022年3月期)	第 21 期 (2023年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	1,286,284	2,234,568	2,953,272	2,426,817
経常利益又は経 常 損 失 (△) (千円)	△788,730	△507,409	△119,670	40,191
親会社株主に 帰属する当期(千円) 純 損 失 (△)	△812,572	△575,094	△305,313	△31,415
1株当たり当期 純 損 失 (△) (円)	△11.38	△7.57	△3.62	△0.37
総 資 産(千円)	6,047,488	8,095,322	8,355,848	9,052,627
純 資 産(千円)	5,391,055	7,250,789	7,575,222	8,311,593
1株当たり純資産額 (円)	75.17	88.11	89.01	93.41

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2021年3月期)	第 20 期 (2022年3月期)	第 21 期 (2023年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	605,511	1,248,256	1,550,728	941,480
経常損失 (△) (千円)	△559,360	△381,835	△111,525	△61,957
当期純損失(△)(千円)	△997,427	△541,272	△296,701	△205,222
1株当たり当期 純 損 失 (△) (円)	△13.96	△7.13	△3.52	△2.40
総 資 産(千円)	6,091,009	8,189,586	8,387,295	8,776,486
純 資 産(千円)	5,667,893	7,548,937	7,865,546	8,368,607
1株当たり純資産額 (円)	79.12	91.73	92.42	94.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
REPROCELL USA Inc.	2,683万ドル (約4,062百万円)	100.0%	①ヒト生体試料のバンキング及び提供 ②iPS細胞向け研究試薬の製造・販売 ③iPS細胞による創薬支援サービス ④グループ各社製品の販売
REPROCELL Europe Ltd.	926万ポンド (約1,770百万円)	100.0%	①鮮度の高いヒト組織・臓器を活用した創薬支援サービス(CRO事業) ②3次元培養デバイスの開発・製造・販売 ③グループ各社製品の販売
RCパートナーズ株式会社	10百万円	100.0%	投資ファンドの運営・管理他
株式会社MAGiQセラピューティクス	28百万円	50.0%	幹細胞製品の開発及び商品化
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.	443百万ルピー (約812百万円)	100.0%	①クリニカルリサーチサービス ②バイオアナリシスサービス

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

(4) 対処すべき課題

1. 全社的課題

iPS細胞は世界中で研究競争が行われており、短期間で技術革新が進んでいます。革新的な技術が開発された場合、既存技術は陳腐化し競争力を失います。このため、当社グループとしては、今後とも積極的に技術開発を推進し当分野のマーケットリーダーとなることを目指します。

技術開発については自社開発だけでなく、これまでと同様、大学、公的研究機関、民間企業との連携及び共同開発を中心に進めてまいります。

2. セグメント別課題

(1) 研究支援事業

(a) 多様化する顧客ニーズへの対応

iPS細胞の研究は、大学・公的研究機関及び製薬企業で幅広く行われています。創薬研究は多種多様であるため、幅広いニーズに対応した製品・サービスが求められます。

当社グループでは、研究試薬や細胞などの研究用製品、iPS細胞作製・遺伝子編集・分化誘導などの受託サービス、及び細胞測定機器を幅広く提供することにより、顧客ニーズに対応しております。

(2) メディカル事業

(a) 再生医療製品ステムカイマルの早期承認

脊髄小脳変性症を対象としたステムカイマル第II相臨床試験（日本国内）は、2022年5月に観察期間も含め完了いたしました。今後の承認申請には、臨床試験の結果だけでなく、社内体制の整備、及び各種申請資料の準備が必要になります。今後、承認申請に向け、外部専門家の活用も含め、準備を加速してまいります。

(b) iPS細胞を用いた再生医療の早期実現と海外展開

筋萎縮性側索硬化症（ALS）及び横断性脊髄炎を対象とするiPS神経グリア細胞の研究開発に取り組んでおります。

一般的にiPS細胞の再生医療では、がん化のリスクなど安全性の課題が指摘されています。当社グループでは、最先端技術であるRNAリプログラミング法により作製した臨床用iPS細胞を使用することで、安全性の課題を克服します。

また、臨床応用の規制は各国で異なっており、海外展開の一つの課題となっています。当社グループでは、日米欧の規制に対応した臨床用iPS細胞を自社で作製することで、各国の規制に対応していきます。

(c) 腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法の早期の事業化

進行子宮頸がんを対象とした腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法の事業化を慶應義塾大学医学部産婦人科学教室と共同で進めております。2024年2月に、Iovance Biotherapeutics社（米国）による転移性メラノーマを対象としたTIL療法が、固形がんを対象とした初の細胞療法として米国FDAで承認されており、今後、市場が拡大すると同時に、競争が激化することが想定されます。

慶應義塾大学における先進医療を早期に進めるのと同時に、TILの最先端技術の研究開発にも積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業内容	内容
研究支援事業	<p>研究支援事業では、大学/公的研究機関を主要顧客とする(1)研究用製品の製造販売と、製薬企業等が中心の(2)研究受託サービス、及び(3)細胞測定機器の販売を実施しています。</p> <p>(1) 研究用製品 研究用製品は研究試薬と細胞に分けられます。 研究試薬：培養液、抗体、リプログラミング試薬、成長因子など、iPS細胞の研究に使用する試薬を販売しております。当社の研究試薬はiPS細胞に特化している点が特徴です。当社の初期製品である「Primate ES Cell medium」は、京都大学の山中教授が世界で初めてヒトiPS細胞の作製に成功した際に使用されていた培養液であり、その後、日本の研究者の間でスタンダードとなりました。 細胞：REPROCELL USAでは、がん細胞、血液、血清など60万個のヒトの生体試料のバンクを保有しており、製薬企業を中心に研究用資材として提供しております。また、顧客ごとのカスタムコレクションも行っております。</p> <p>(2) 研究受託サービス 研究受託サービスでは、iPS細胞関連の受託サービスと、ヒトの生体試料を用いた創薬試験受託を実施しています。 iPS細胞サービス：顧客ごとにカスタマイズし、付加価値の高いサービスを提供しております。iPS細胞患者由来疾患モデル、iPS細胞遺伝子編集、各種分化誘導など、技術難易度が高く付加価値の高いサービスを中心に実施しています。 創薬試験受託：手術等で得られた余剰のヒトの組織を使って新薬候補化合物の薬効薬理試験を行っております。REPROCELL EuropeはGLP（Good Laboratory Practice: 医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準）に準拠した施設を保有しており、信頼性の高いサービスを提供しております。</p> <p>(3) 細胞測定機器 ナニオンテクノロジーズ社（ドイツ）の電気生理実験機器の日本国内での販売をしております。</p>

事業内容	内容
<p>メディカル事業</p>	<p>メディカル事業では、(1)再生医療の研究開発、(2)iPS細胞再生医療等製品の受託製造、(3)臨床検査受託サービスを実施しております。</p> <p>(1) 再生医療の研究開発 再生医療では、台湾のステミネント社から導入したステムカイマル、iPS細胞から作製するiPS神経グリア細胞、腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法の3つの再生医療製品の開発を行っております。</p> <p>ステムカイマル：ステムカイマルは脊髄小脳変性症を対象とした再生医療製品であり、症状の進行を抑制する効果が期待されています。ステムカイマルは、腕の血管から静脈注射（点滴）で投与するため、侵襲性が低い治療法になります。2022年5月、日本での第II相臨床試験が完了しており、現在、承認申請の準備を進めております。</p> <p>iPS神経グリア細胞：筋萎縮性側索硬化症（ALS）及び横断性脊髄炎を対象とした研究開発を進めております。現在、前臨床試験を実施しており、製造施設として、再生医療用の細胞加工施設「殿町・リプロセル再生医療センター」を保有しております。</p> <p>TIL療法：患者本人のがん組織に含まれる腫瘍浸潤リンパ球を採取して体外で大量に培養し、患者に戻す養子免疫療法の一種です。進行子宮頸がんを対象としたTIL療法の事業化を慶應義塾大学医学部産婦人科学教室と共同で進めています。</p> <p>(2) iPS細胞再生医療等製品の受託製造 最先端の「RNAリプログラミング技術」を利用し、安全性が高く、臨床応用に最適な臨床用iPS細胞を作製します。さらに、iPS細胞のゲノム編集、マスターセルバンクの製造、分化細胞の製造まで、幅広く受託製造を行います。</p> <p>日米欧の3極の規制全てに準拠していることが強みになります。</p> <p>(3) 臨床検査受託サービス 日本では、2005年に衛生検査所として登録して以来、臓器移植に関連したHLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを実施しています。また、2023年4月から、「ストレス」、「更年期」、「男性ホルモン」などの郵送検査サービス（ウェルミル）を実施しています。</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社・研究所	神奈川県横浜市
--------	---------

② 子会社

REPROCELL USA Inc.	本社：米国 メリーランド州
REPROCELL Europe Ltd.	本社：英国 グラスゴー
R C パートナーズ株式会社	本社：神奈川県横浜市
株式会社MAGiQセラピューティクス	本社：神奈川県横浜市
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.	本社：インド テランガーナ州

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
研究支援事業	67 (8) 名	0 (4) 名
メディカル事業	6 (5)	0 (△19)
全社 (共通)	23 (3)	4 (0)
合計	96 (16)	4 (△15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (14) 名	△2 (15名減)	33.8歳	4年10か月

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 89,013,591株 (自己株式72,256株を含む)

(注) 新株予約権の行使等により、発行済株式の総数は、3,872,400株増加しております。

- ③ 株主数 38,431名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
横山周史	1,024千株	1.15%
楽天証券株式会社	1,015	1.14
上田八木短資株式会社	1,000	1.12
五十畑輝夫	823	0.92
中野暁	680	0.76
中辻憲夫	500	0.56
椎橋正則	470	0.52
株式会社日本生物材料センター	465	0.52
荒井憲一	453	0.51
大和証券株式会社	442	0.49

(注) 持株比率は自己株式 (72,256株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

<譲渡制限付株式報酬>

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、2017年6月23日に開催した定時株主総会において承認を得た金額 (年額120百万円以内 [うち社外取締役20百万円以内]) の範囲内で金銭報酬債権 (各取締役に対し支給する金銭報酬債権額は、当該取締役の、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等を考慮し、取締役会において決定します。) を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、取締役に対し各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は300,000株

(うち社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000株)です。

譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社との間で別途当社が指定する内容の譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

なお、当該譲渡制限付株式割当契約には、1年から5年間までの間で当社取締役会が定める期間(譲渡制限期間)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこと、並びに、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は従業員及び当社の子会社の役員又は従業員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式を当然に無償で取得する旨の内容が含まれます。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く。)	102,000株	2名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況

2023年12月5日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月21日に行使価額修正条項付き第16回新株予約権(第三者割当て)を発行し、同日

付で当該新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了し、割当てを行っております。

行使価額修正条項付き第16回新株予約権（第三者割当て）の内容は、以下のとおりです。

発行新株予約権数	100,000個
発行価額	第16回新株予約権1個当たり53円 (総額5,300,000円)
当該発行による潜在株式数	10,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
行使価格	当初行使価格：209円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されますが、その価格が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
資金使途	①新規パイプラインの導入及び治験に係る費用 ②運転資金等

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横山周史	REPROCELL USA Inc. Chairman, Director REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. Chairman, Director RCパートナーズ(株) 代表取締役 (株)MAG i Qセラピューティクス 代表取締役
取締役 C O O	白井大祐	REPROCELL USA Inc. Director REPROCELL Europe Ltd. Director Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. CEO, Director RCパートナーズ(株) 取締役 (株)MAG i Qセラピューティクス 取締役
取 締 役	山川善之	響きパートナーズ(株) 取締役会長 (株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 (株)カイオム・バイオサイエンス社外監査役 ソレイジア・ファーマ(株) 社外監査役
常勤監査役	山崎暢久	
監 査 役	申田隆徳	令和税理士法人 パートナー (株)フォーデジット 社外取締役 エッジテクノロジー(株) 社外監査役 コタエル・ホールディングス株式会社 社外 取締役 学校法人神山学園 神山まるごと高等専門学校 校 監事
監 査 役	村井良行	スマートナレッジ代表

- (注) 1. 取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山崎暢久氏、申田隆徳氏及び村井良行氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役山崎暢久氏は、製薬業界及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役申田隆徳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役村井良行氏は、メディカル業界及び金融業界に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 2023年6月22日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、取締役CFO赤野滋友氏は辞任により退任いたしました。
 5. 当社は山川善之氏、山崎暢久氏、申田隆徳氏、村井良行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害を填補することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表取締役とその他の取締役とで別の体系として、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲、他社水準及び会社の経営状態を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、毎年一定の時期に支給することとします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会（「e」の委任を受けた代表取締役社長）は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役の意欲を高めることのできる適正、公正かつバランスの取れた報酬割合となるよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。社外取締役は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に対し、取締役の個人別の報酬に関する意見を述べるものとし、代表取締役社長は、当該意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければなりません。

なお、譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が、取締役個人別の割当株式数の前提となる金銭報酬債権額を決議します。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2003年2月14日開催の創立総会において、年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該創立総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の総額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長横山周史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定です。

これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役社長に個人別の報酬額の具体的内容を決定させることが適当であると判断したためです。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長において、社外取締役の意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61 (4)	43 (4)	17 (0)	—	3名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	—	—	3 (3)

(注) 1. 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等双方の性格を有する報酬として、取締役に對し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記表においては、かかる譲渡制限付株式報酬の総額等を、「業績連動報酬等」に含めて記載しております。

譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「(1)株式の状況」に記載のとおりです。

各取締役に対し支給する譲渡制限付株式報酬の算定の基礎として選定した指標は、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等であり、また、当該指標を選定した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とする当社の決定方針を反映する指標として、上記の各事項が適切であると判断したためです。

譲渡制限付株式報酬の支給を受けた横山周史氏は、当社の代表取締役社長として、当社の全事業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きな貢献をいたしました。また、同様に譲渡制限付株式報酬の支給を受けた白井大祐氏は、当社の取締役COOとして、全社営業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きく貢献をいたしました。当社取締役会は、これらの事情を考慮し、各取締役に対し支給する金銭報酬債権額を決定しました。

2. 2023年6月22日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(社外取締役0名)は無報酬であり、上記取締役の員数には含めておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社取締役会長、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役、株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役及びソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役であります。当社と響きパートナーズ株式会社、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所、株式会社カイオム・バイオサイエンス及びソレイジア・ファーマ株式会社との間には特別の関係はありません。
- 監査役申田隆徳氏は、令和税理士法人パートナー、株式会社フォーデジット社外取締役、エッジテクノロジー株式会社社外監査役、コタエル・ホールディングス株式会社社外取締役及び学校法人神山学園神山

まると高等専門学校監事であります。当社と令和税理士法人、株式会社フォーデジット、エッジテクノロジー株式会社、コタエル・ホールディングス株式会社及び学校法人神山学園神山まると高等専門学校との間には特別の関係はありません。

- ・監査役村井良行氏は、スマートナレッジ代表であります。当社とスマートナレッジの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山 川 善 之	当事業年度に開催された取締役会12回全回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。
常 勤 監査役	山 崎 暢 久	当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、製薬業界及び企業法務の経験と知見からコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	申 田 隆 徳	当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	村 井 良 行	当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社の会社経営全般に対してメディカル業界及び金融業界における経験と知見から適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、本監査報酬額が適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断したことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
- 3.当社の重要な子会社のうち、REPROCELL USA Inc.については、Rosen, Sapperstein & Friedlander, LLC、REPROCELL Europe Ltd.については、Welsh Walker Ltd.の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。
また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針を制定し、これを遵守しております。
- ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努めております。
- ・使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。
- ・内部監査担当者は、社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役及び会計監査人との連携に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規則、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、人々の健康福祉に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役3名(うち社外取締役1名)で構成され、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行っております。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社グループの経営の基本方針及び基本ポリシーを具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と位置付け、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上並びに迅速な意思決定の追求に努めます。
- (a) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、取締役会議事録及び重要事項の報告を義務付ける体制を確保します。
- (b) 当社子会社の損失の危険の管理に関する体制
- 当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの軽減化を図る体制を確保します。
- (c) 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループでは、グループ事業計画を策定し、翌期のグループ全体の重点経営目標及び予算配分を定めます。また、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保します。
- (d) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することといたします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものといたします。
- ⑧ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- 当社取締役及び使用人が当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他著しい損

害を及ぼすおそれのある重要な事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。

- (b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。また、当社グループの取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

- (c) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

・取締役会、その他重要な社内会議に各監査役が出席し、その際、各監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、必要な報告及び情報提供に努めております。

・代表取締役と監査役は定期的に意見交換を行っております。

・監査役会は、会計監査人及び内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築しております。

- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。また、当社グループの取締役等及び使用人が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。

- ⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時には、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査役が職務遂行に必要なと判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めます。

- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ・取締役会は、取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会で報告しております。
- ・取締役会その他重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等も適切に管理しております。
- ・取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ・監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ・内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えっております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、株主に対する剰余金配当等を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金配当等を検討する所存であります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,399,338	流動負債	678,403
現金及び預金	2,939,057	買掛金	170,107
売掛金	421,337	未払金	58,192
有価証券	3,627,800	未払法人税等	27,157
商品及び製品	74,234	契約負債	108,733
仕掛品	58,502	前受金	73,014
原材料及び貯蔵品	115,404	賞与引当金	6,744
その他	163,286	その他	234,453
貸倒引当金	△284	固定負債	62,630
固定資産	1,653,288	繰延税金負債	53,660
有形固定資産	199,590	資産除去債務	8,969
建物及び構築物	57,937		
機械及び装置	168,131	負債合計	741,033
工具、器具及び備品	71,843	(純資産の部)	
減価償却累計額	△98,321	株主資本	8,154,487
無形固定資産	24,216	資本金	2,322,198
のれん	10,852	資本剰余金	6,380,081
その他	13,364	利益剰余金	△546,875
投資その他の資産	1,429,480	自己株式	△916
投資有価証券	1,381,921	その他の包括利益累計額	153,686
その他	62,850	その他有価証券 評価差額金	135,651
貸倒引当金	△15,290	為替換算調整勘定	18,034
		新株予約権	3,419
資産合計	9,052,627	純資産合計	8,311,593
		負債純資産合計	9,052,627

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
製 品 売 上 高	1,511,417	
役 務 収 益	915,400	2,426,817
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	909,951	
役 務 原 価	395,894	1,305,845
売 上 総 利 益		1,120,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
研 究 開 発 費	384,953	
その他の販売費及び一般管理費	1,145,312	1,530,265
営 業 損 失		409,293
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51,192	
補 助 金 収 入	277,865	
為 替 差 益	88,666	
そ の 他	40,810	458,536
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	720	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,848	
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却	3,648	
そ の 他	832	9,050
経 常 利 益		40,191
特 別 損 失		
減 損 損 失	50,676	
固 定 資 産 除 却 損	5,398	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,220	
そ の 他	3,766	69,062
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		28,870
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,700	
法 人 税 等 調 整 額	△155	2,544
当 期 純 損 失		31,415
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		31,415

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	2,023,770	6,081,653	△515,460	△916	7,589,047
当連結会計年度変動額					
新株の発行	298,427	298,427			596,855
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△31,415		△31,415
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	298,427	298,427	△31,415	△0	565,440
当連結会計年度末残高	2,322,198	6,380,081	△546,875	△916	8,154,487

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株子約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	19,318	△33,143	△13,824	-	7,575,222
当連結会計年度変動額					
新株の発行					596,855
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△31,415
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	116,332	51,178	167,510	3,419	170,930
当連結会計年度変動額合計	116,332	51,178	167,510	3,419	736,371
当連結会計年度末残高	135,651	18,034	153,686	3,419	8,311,593

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称
REPROCELL USA Inc.
REPROCELL Europe Ltd.
RCパートナーズ株式会社
株式会社MAGiQセラピューティクス
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称
Cell Innovation Partners, L.P.
Cell Innovation Partners Ltd.

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しています。

また、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～15年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	2～15年

(b) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	10年
その他の無形固定資産	3～10年

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(a) 研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

・研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

- ・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

(b)メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を実施しております。

- ・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLA タイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

- ・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
機械及び装置	36,000
工具、器具及び備品	14,676

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、日本、米国、欧州、インドに拠点を有しており、原則として各グループ会社において、研究支援事業とメディカル事業に分けて資産のグルーピングを行っています。事業が計画どおりに進まず、かつ資産グループについて営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等に減損の兆候があると判定されます。

減損の兆候がある場合は、当該資産又は資産グループについて事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額と有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額を比較し減損損失を認識するかどうかの判定を行います。減損が必要と判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、減損損失の認識の判定に利用した将来の事業計画等は、受注状況や再生医療製品の将来における製造販売承認の取得可能性などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、当社が保有する研究支援事業及びメディカル事業の有形固定資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている等の理由から減損の兆候があるものと判定しております。その上で、事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失が発生しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 89,013,591株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 72,256株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 6,452,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については金融機関借入や増資による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。有価証券は、格付けの高い企業の社債及び信託受益権で、安全性と流動性の高い金融商品であります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合等への出資であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にその時価の把握や発行体の決算報告書入手することで財務状況等を把握し対応しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金及び未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2. 参照）。

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	1,198,146	1,198,146	—
資産計	1,198,146	1,198,146	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「有価証券」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 以下の非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業組合等への出資については、金融商品の時価等の開示に関する適用指針第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資事業有限責任組合等への出資	120,148
非上場株式	63,625

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	331,626	—	—	331,626
社債	—	866,520	—	866,520
資産計	331,626	866,520	—	1,198,146

- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産
当連結会計年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活
発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類してお
ります。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、
活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2
の時価に分類しております。

7. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.	事業用資産	機械及び装置 工具、器具及び備品	36,000 14,676

当社グループは、原則として、事業用資産については各グループ会社を基準として
グルーピングを行っています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 93円41銭
(2) 1株当たりの当期純損失 0円37銭

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結計算書類 計上額
	研究支援事業	メディカル事業	計		
売上高					
日本	556,891	347,157	904,048	—	904,048
米国	897,110	—	897,110	—	897,110
英国	575,806	—	575,806	—	575,806
インド	49,851	—	49,851	—	49,851
その他	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	2,079,659	347,157	2,426,817	—	2,426,817
外部顧客への売上高	2,079,659	347,157	2,426,817	—	2,426,817

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

・研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

これら販売に関する取引の対価は、契約に従い製品及び商品の引き渡し後、概ね1～2か月以内に受領しております。

・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

研究受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1～2か月以内に受領しております。

②メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を実施しております。

・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

これら臨床検査受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1～2か月以内に受領しております。

・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

新型コロナウイルスPCR検査に関する取引の対価は、個人顧客、法人顧客については原則前払いであるため入金時に契約負債として処理し、収益が認識された時点で契約負債を取り崩しております。

契約クリニックに関する取引の対価は、検査結果を顧客が確認できる状態になった月の翌月末までに受領しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権	421,337
契約負債	108,733

契約負債は、検査結果が確認できる状態になった時点で収益を認識する新型コロナウイルスPCR検査の契約について、先払契約に基づき顧客から受け取った新型コロナウイルスPCR検査の検査料の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度では契約資産は発生しておりません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

(第16回新株予約権の行使による増資)

2024年4月1日から2024年4月30日までに、第16回新株予約権の一部について権利行使がありました。

当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式487,600株 |
| (2) 増加した資本 | 32,141千円 |
| (3) 増加した資本剰余金 | 32,141千円 |

これにより、2024年4月30日現在の普通株式の発行済株式数は89,501,191株、資本金は2,354,340千円、資本剰余金6,412,223千円となりました。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,621,560	流動負債	345,249
現金及び預金	2,619,421	買掛金	63,094
売掛金	138,460	未払金	61,423
有価証券	3,627,800	未払費用	8,674
商品及び製品	36,079	未払法人税等	26,901
仕掛品	24,723	契約負債	108,733
原材料及び貯蔵品	54,237	前受金	58,685
前渡金	7,467	預り金	10,991
前払費用	67,945	賞与引当金	6,744
未収入金	20,454	固定負債	62,630
その他	25,242	繰延税金負債	53,660
貸倒引当金	△272	資産除去債務	8,969
固定資産	2,154,926	負債合計	407,879
有形固定資産	48,311	(純資産の部)	
建物	47,660	株主資本	8,229,536
工具、器具及び備品	51,415	資本金	2,322,198
減価償却累計額	△50,765	資本剰余金	6,410,178
無形固定資産	11,850	資本準備金	6,410,178
その他	11,850	利益剰余金	△501,924
投資その他の資産	2,094,763	その他利益剰余金	△501,924
投資有価証券	1,261,772	繰越利益剰余金	△501,924
関係会社株式	560,129	自己株式	△916
関係会社長期貸付金	191,410	評価・換算差額等	135,651
関係会社長期未収入金	66,878	その他有価証券 評価差額金	135,651
その他	45,259	新株予約権	3,419
貸倒引当金	△30,686	純資産合計	8,368,607
資産合計	8,776,486	負債純資産合計	8,776,486

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
製 品 売 上 高	551,225	
役 務 収 益	390,255	941,480
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	396,170	
役 務 原 価	177,169	573,339
売 上 総 利 益		368,141
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
研 究 開 発 費	230,595	
そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	524,939	755,535
営 業 損 失		387,393
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,161	
為 替 差 益	103,569	
有 価 証 券 利 息	37,441	
補 助 金 収 入	159,971	
そ の 他	18,334	334,478
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4,569	
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却	3,648	
そ の 他	824	9,042
経 常 損 失		61,957
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,398	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	105,270	
貸 倒 引 当 金 繰 入	30,686	141,354
税 引 前 当 期 純 損 失		203,311
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,066	
法 人 税 等 調 整 額	△155	1,910
当 期 純 損 失		205,222

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,023,770	6,111,751	—	6,111,751	△296,701	△296,701	△916	7,837,903
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	298,427	298,427		298,427				596,855
当期純損失 (△)					△205,222	△205,222		△205,222
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	298,427	298,427	—	298,427	△205,222	△205,222	△0	391,632
当 期 末 残 高	2,322,198	6,410,178	—	6,410,178	△501,924	△501,924	△916	8,229,536

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	27,643	27,643	—	7,865,546
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				596,855
当期純損失 (△)				△205,222
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	108,008	108,008	3,419	111,428
当期変動額合計	108,008	108,008	3,419	503,060
当 期 末 残 高	135,651	135,651	3,419	8,368,607

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法)により原価を算定しております。また、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)、特許権については主として3年で償却しております。

- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(a) 研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

・ 研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・ 研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

(b) メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を実施しております。

・ 臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

・ 新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式評価損の金額
(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式評価損	105,270

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社は、子会社5社及び関連会社1社の株式を保有しております。
これらの関係会社株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としています。
関係会社株式の実質価額が取得価額の50%以上下落するなど、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断される場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか等を考慮したうえで、必要と認められる金額について減損処理を行っています。なお、関係会社の実質価額の回復可能性は将来の事業計画を基礎として見積っており、受注状況や売上の伸長率などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、将来、投資先の業績不振により、評価損の計上が必要になる場合があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	53,006千円
短期金銭債務	12,960千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	37,431千円
仕入高	181,426千円
営業取引以外の取引高	2,448千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	72,256株
------	---------

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：千円)
賞与引当金		2,063
未払事業税		7,724
資産除去債務		2,834
貸倒引当金		9,473
投資有価証券評価損		16,027
棚卸資産評価損		19,276
固定資産減損損失		29,551
繰越欠損金		817,505
関係会社株式評価損		1,764,452
その他		12,428
繰延税金資産小計		2,681,337
評価性引当額		△2,681,337
繰延税金資産合計		—

繰延税金負債		(単位：千円)
資産除去債務に対応する除去費用		—
その他有価証券評価差額金		△53,660
繰延税金負債合計		△53,660
繰延税金負債の純額		△53,660

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 94円5銭
 (2) 1株当たりの当期純損失 2円40銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(第16回新株予約権の行使による増資)

2024年4月1日から2024年4月30日までに、第16回新株予約権の一部について権利行使がありました。

当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

- (1) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式487,600株
 (2) 増加した資本 32,141千円
 (3) 増加した資本剰余金 32,141千円

これにより、2024年4月30日現在の普通株式の発行済株式数は89,501,191株、資本金は2,354,340千円、資本剰余金6,442,320千円となりました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社リプロセル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 秋元宏樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リプロセルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社リプロセル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋元宏樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リプロセルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者的心思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社リプロセス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 崎 暢 久 ⑩

監 査 役（社外監査役） 串 田 隆 徳 ⑩

監 査 役（社外監査役） 村 井 良 行 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の1億株から2億株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額501,924,485円を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を填補し財務体質の健全化を図るとともに、早期に配当を実施できる体制の実現を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更せず、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を501,924,485円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月7日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を含むその他資本剰余金501,924,485円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 501,924,485円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 501,924,485円

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有す る当 社の 株式 数
1	よこ やま ちか ふみ 横山周史 (1968年4月20日)	1996年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 1997年8月 住友スリーエム株式会社入社 2004年7月 当社入社 2004年10月 当社 取締役就任 2005年11月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2014年2月 RCパートナーズ株式会社 代表取 締役就任（現任） 2016年7月 REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director就任（現任） 2016年9月 REPROCELL USA Inc. Chairman, Director就任（現任） 2019年6月 株式会社MAGiQセラピューティク ス 代表取締役就任（現任） 2020年10月 Bioserve Biotechnologies India Pvt.Ltd. Chairman, Director就任 （現任）	1,024,950株
2	うず い だい すけ 白井大祐 (1973年10月21日)	1997年5月 日本油脂株式会社入社 2003年10月 HOYA株式会社入社 2015年9月 当社入社 2016年6月 当社 取締役就任（現任） RCパートナーズ株式会社取締役就 任（現任） 2016年7月 REPROCELL Europe Ltd. Director就任（現任） 2016年9月 REPROCELL USA Inc. Director 就任（現任） 2019年12月 株式会社MAGiQセラピューティク ス 取締役就任（現任） 2020年11月 当社COO就任（現任） 2020年12月 Bioserve Biotechnologies India Pvt.Ltd. Director就任 2022年9月 Bioserve Biotechnologies India Pvt.Ltd. CEO, Director就任（現 任）	184,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	やま かわ よし ゆき 山 川 善 之 (1962年8月21日)	1986年4月 日本生命保険相互会社入社 1995年9月 イノテック株式会社入社 企画室 長就任 2001年9月 株式会社ソーせい（現ネクセラフ ァーマ株式会社）入社 経営企画 部長就任 2003年10月 同社 取締役副社長就任 2004年9月 同社 代表取締役副社長就任 2006年12月 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長就任 2008年6月 当社 社外取締役就任（現任） 2010年3月 株式会社デ・ウエスタン・セラピ テクス研究所 社外取締役就任 （現任） 2019年3月 株式会社カイオム・バイオサイエ ンス 社外監査役就任（現任） 2020年3月 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役就任（現任） 2022年12月 響きパートナーズ株式会社 取締 役会長就任（現任）	50,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山川善之氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、その経歴と経験を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できるものと判断されることにあり、それゆえに選任をお願いするものであります。
3. 山川善之氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
4. 当社は、山川善之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山川善之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役が負担することとなる損害賠償や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	やま ざき のぶ ひさ 山 崎 暢 久 (1954年1月30日)	1976年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 2009年4月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）執行役員 2014年3月 同社 監査役 2018年6月 株式会社旅工房 社外監査役 2019年3月 株式会社ルックホールディングス 社外監査役 2022年6月 当社 監査役就任（現任）	一株
2	くし だ たか のり 申 田 隆 徳 (1977年1月12日)	2004年12月 有限責任監査法人トーマツ入社 2009年6月 公認会計士登録 2014年2月 税理士登録 2014年4月 株式会社ソーシャルクッション設立 取締役就任 2016年9月 令和税理士法人 入所（現任） 2017年6月 当社 監査役就任（現任） 2019年3月 株式会社フォージェット 社外取締役就任（現任） 2020年4月 エッジテクノロジー株式会社 社外監査役（現任） 2022年4月 コタエル・ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2022年9月 学校法人神山学園 神山まるとと高等専門学校 監事（現任）	一株
3	むら い よし ゆき 村 井 良 行 (1964年3月17日)	1991年4月 山之内製薬株式会社 入社 2001年6月 株式会社ジャフコ 入社 2011年3月 スマートナレッジ設立 代表就任（現任） 2020年8月 当社 監査役就任（現任）	一株

(注) 1. 山崎暢久氏、申田隆徳氏及び村井良行氏は、社外監査役候補者であります。3名を社外監査役候補者及びその職務を適切に遂行できるものと判断した理由は次のとおりであります。

①山崎暢久氏は、製薬業界及び企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その経歴と経験を活かして適切な指導

及び監査を行える人材であり、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- ②申田隆徳氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、監査法人としての経歴や直接会社経営に関与した経験を有していることから、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 - ③村井良行氏は、メディカル業界及び金融業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
2. 山崎暢久氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 3. 申田隆徳氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 4. 村井良行氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、山崎暢久氏、申田隆徳氏及び村井良行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、山崎暢久氏、申田隆徳氏及び村井良行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人Bloomを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人Bloomを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業内容や事業規模に照らした会計監査人に求められる専門性、独立性、品質管理体制、海外監査への対応、監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、同監査法人が適任と判断したためであります。

(2024年3月31日現在)

名 称	監査法人Bloom		
主たる事務所	東京都千代田区麴町4-1-4 西脇ビル2階		
沿 革	2022年1月5日設立		
概 要	出資金	21百万円	
	構成人員	代表社員・社員	7名
		公認会計士	8名
		その他	2名
	計	17名	
	監査関与会社	2社	

以 上

